

令和4年12月1日

保護者様

倉敷市立第五福田小学校  
校長 矢延 真里

## 学習者用端末(Chromebook)の家庭への持ち帰り

平素より本校の教育活動に、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

倉敷市では、国のGIGAスクール構想を受け、令和2年度より児童生徒に1人1台の学習者用端末を貸与し、学校での授業や諸活動において活用しているところです。

現在は、「児童生徒の情報活用能力の育成」や「自主学習・家庭学習への活用」等のため、学習者用端末を持ち帰る経験を積み重ねる段階となっています。令和5年度からの本格的な持ち帰り運用開始に向けて、どの学校、どの校種でも持ち帰りの経験をさらに進めていくこととなります。

本校においても、12月から積極的に持ち帰るようにいたします。ご家庭での活用の様子を見守っていただきたいと思います。

### 記

#### 1 主なスケジュールについて

9月 保護者の方が「学習者用端末(Chromebook)貸出申請書兼同意書」を提出（済）

12月 端末の持ち帰り

※持ち帰りの日を設定し、持ち帰ります

※冬季休業中は、全校による端末の持ち帰りをしませ

4月 全校を対象として、端末の持ち帰り運用開始

#### 2 持ち帰りで、端末が紛失、故障・破損した場合の対応について

速やかに学校に連絡してください。修繕にかかる費用は原則、市が負担します。ただし、紛失、故意又は重大な過失による破損については、保護者負担になる場合があります。

#### 3 今回の持ち帰り実施期間について

家庭へ持って帰る日：12月2日(金)

学校へ持って行く日：12月5日(月)

全員端末をケースに入れ、ランドセルに入れた状態で、安全に登下校するよう指導しています。

#### 4 家庭での端末の接続にむけて

市から出ている文書をご確認ください。「保護者用」「児童用」「接続手順」の3種類があります。お子さんと一緒に内容をご確認ください。ホームページでは、カラーで公開しています。